

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年5月1日

【会社名】 株式会社福井銀行

【英訳名】 The Fukui Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表執行役頭取 伊 東 忠 昭

【本店の所在の場所】 福井市順化1丁目1番1号

【電話番号】 (0776)24-2030(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役経営企画グループマネージャー 牧 野 浩 一

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区鍛冶町1丁目8番8号
株式会社福井銀行東京事務所

【電話番号】 (03)3253-2852

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 吉 田 時 男

【縦覧に供する場所】 株式会社福井銀行金沢支店
(金沢市広岡3丁目1番1号)
株式会社福井銀行東京支店
(東京都千代田区鍛冶町1丁目8番8号)
株式会社福井銀行大阪支店
(大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注)金沢支店、東京支店及び大阪支店は、金融商品取引法の規定に基づき縦覧に供すべき場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供しております。

1【提出理由】

当行の取引先である江守グループホールディングス株式会社が、平成27年4月30日付で東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行ったことから、同社及び同社の子会社であるEMORI ASIA HOLDINGS PTE.LTD.に対する債権につき、取立不能又は取立遅延のおそれが生じたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該債務者の名称、住所、代表者の氏名及び資本金の額

名称	江守グループホールディングス株式会社	EMORI ASIA HOLDINGS PTE.LTD.
住所	福井市毛矢1丁目6番23号	2 Shenton Way #08-01, SGX Centre 1 SINGAPORE 068804
代表者の氏名	江守 清隆	小林 哲夫
資本金	1,794百万円	155百万U S ドル

(2) 当該債務者に生じた事実及びその事実が生じた年月日

生じた事実 東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立て
事実が生じた年月日 平成27年4月30日

(3) 当該債務者に対する債権の種類及び金額

貸出金 13,416百万円

(4) 当該事実が当行の事業に及ぼす影響

上記2社に対する債権合計のうち、担保等により保全されていない部分106億円につきましては、平成27年3月期において損失処理を行います。